

## 議第80号

三島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

三島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「いう。」の次に「以下この項及び」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

第15条第1項中「地域密着型介護サービス費が」を「地域密着型介護サービス費（同条第1項に規定する地域密着型介護サービス費をいう。以下この項において同じ。）が」に改める。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「令和9年3月31日までの間は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を、同条第1項」とあるのは、「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第4条第1項に規定する管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、令和9年3月31日までの間は、引き続き、当該令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を、同項」とする。

## 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年9月8日提出

三島市長 豊岡 武士